

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 2 月 17 日 (火) 第 694 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- |  |               |   |
|--|---------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知 (3件)                                      | (森づくり推進課取扱い)  | 1 |
| ○保安林の指定の解除予定   | (森づくり推進課取扱い)  | 2 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 (5件)                                   | (農地整備課取扱い)    | 3 |
| ○道路の区域の変更 (3件)   | (道路維持課取扱い)    | 3 |
| ○道路の供用の開始 (2件)   | (道路維持課取扱い)    | 4 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定                              | (鹿児島地域振興局取扱い) | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) | (鹿児島地域振興局取扱い) | 5 |
|  | (大島支庁取扱い)     | 5 |

## 公 告

- |                    |          |   |
|--------------------|----------|---|
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告 | (会計課取扱い) | 6 |
| ○一般競争入札公告          | (会計課取扱い) | 7 |

## 公 安 委 員 会 告 示

- |               |              |   |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 9 |
|---------------|--------------|---|

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 97 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 1 保安林予定森林の所在場所

曾於市財部町北俣字野段原4322番7, 4322番14, 字竹元5752番3, 5753番7, 5753番8, 5755番1, 字上栗谷6276番1, 6277番, 字瀧谷6311番1, 6311番4, 6311番5, 6317番3, 6319番2, 6326番1, 6326番2, 6326番7, 6328番3, 6330番1, 6330番2, 6330番16, 6336番, 6339番3, 字南ノ谷7089番, 7090番2, 字松峯7782番12, 字焼尾8717番8, 8717番70, 8717番80

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第98号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

曾於市大隅町中之内字前坪キ3823番, 3827番1, 3827番3から3827番5まで, 3831番, 3837番, 字下ヲコキ場3869番1, 3884番1, 字表ヶ迫4279番, 字観音段4297番2, 字ヲコキ場谷4304番2, 4306番, 4312番, 字狩谷4319番1

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡肝付町富山字宇都上1659番・1662番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。), 1662番2

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第100号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
霧島市国分清水字トビヶ尾1144番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第101号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備 (旧：担い手育成畑地帯総合整備) (農道整備) 高塚地区の工事は、平成12年3月31日に完了した。  
令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿児島県告示第102号**

土地改良事業県営土砂崩壊防止 (農用地保全) 源七堀地区の工事は、平成15年9月9日に完了した。  
令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿児島県告示第103号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備 (客土) 知覧南部地区の工事は、平成17年3月24日に完了した。  
令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿児島県告示第104号**

土地改良事業県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備 (農道整備) 成川地区の工事は、平成19年3月30日に完了した。  
令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿児島県告示第105号**

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策 (農業用排水施設整備) 上川原地区の工事は、平成25年3月29日に完了した。  
令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿児島県告示第106号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 2 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

国道	58号	大島郡龍郷町中勝字下嘉鉄 亦2395番8地先から2395番 11地先まで	前 後	28.5~36.0 13.5~19.5	27.1 27.1
----	-----	--	--------	------------------------	--------------

## 鹿児島県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	鹿屋市下高隈町5618番6地 先から5595番1地先まで	前	9.6~41.9	813.0
			前	12.0~91.0	705.0
			後	12.0~91.0	705.0

## 鹿児島県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	鹿屋市下高隈町5618番6地先から5610番5地先まで	令和8年 2月17日

## 鹿児島県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	薩摩川内市鳥追町25番1地 先から同市宮崎町字小牟田 1931番1地先まで 薩摩川内市平佐町字梅ヶ橋 1931番1地先から同市宮崎 町字小牟田1931番1地先ま で 薩摩川内市鳥追町25番1地 先から同市宮崎町字小牟田	前	5.8~25.2	1,342.4
			前	15.5~46.5	580.8
			後	5.8~25.2	1,342.4

	1931番1地先まで 薩摩川内市平佐町字梅ヶ橋 1931番1地先から同市宮崎 町字小牟田1931番1地先ま で	後	11.6～46.5	676.4
--	---	---	-----------	-------

## 鹿児島県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内郡山線	薩摩川内市平佐町字梅ヶ橋1931番1地先から同市宮崎町字小牟田1931番1地先まで	令和8年2月17日

## 鹿児島地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年2月17日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きらスポ	いちき串木野市冠嶽12844番地1	合同会社心楽動	鹿児島市春山町1151番地8	坂上 竜次	令和8年2月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
ぎふと朝日ヶ丘	日置市伊集院町猪鹿倉570番地	学校法人朝日ヶ丘学園	日置市伊集院町猪鹿倉570番地	池田 政之	令和8年2月1日	放課後等デイサービス

## 鹿児島地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年2月17日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ここのわプラス	日置市伊集院町清藤2038-1	特定非営利活動法人若草会	日置市伊集院町妙円寺三丁目56番地10	池田 俊子	令和8年2月1日	就労継続支援A型

## 大島支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 17 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
夢来夢来	奄美市名瀬小浜町24番地8号	社会福祉法人三環舎	奄美市名瀬大字西仲勝314番地6	向井 扶美	令和 8 年 2 月 1 日	就労選択支援

## 公 告

### 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 8 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

#### 1 調達をする特定役務の種類

OA 機器賃貸業務（OA 機器の賃貸）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

#### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

##### (1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

##### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

##### (3) 申請書類の受付期間

令和 8 年 2 月 17 日から同月 27 日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条に定める県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和 9 年 12 月 31 日までとする。
  - 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬 聡

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
パソコン用ソフトウェアライセンスほか 2,691 式
  - (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
入札説明書による。
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
  - (5) 借入期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3828  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 8 年 2 月 17 日から同月 27 日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条に定める県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出方法

(3) に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(4)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 3 月 31 日午前 9 時 30 分

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎 3 階）

## (4) 郵送による場合の入札書の提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566

イ 提出期限 令和 8 年 3 月 30 日午後 5 時 15 分必着

## (5) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (4) のアに同じ。

(イ) 交付期限 令和 8 年 3 月 10 日午後 5 時 15 分

## 5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(4)のア及び(5)のイの(イ)に同じ。

## 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

免除する。

## (2) 契約保証金

免除する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560

## 13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 令和 8 年度予算が成立しない場合は、当該入札を中止又は延期する。
- (3) 当該入札に係る契約は、令和 8 年 4 月 1 日に確定する。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Software Licenses, etc.: 2,691 Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 30 March 2026
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110 (ext. 2232)  
FAX 099-206-5560

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第14号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA フィーバーキーン II Y S	株式会社三共	5P1442
ぱちんこ遊技機	e とある魔術の禁書目録 一方通行 最狂 R R A	株式会社オレンジ	5P1881
ぱちんこ遊技機	e ルパン三世 V S キャッツアイ L B M 6	株式会社アムテックス	5P1547
ぱちんこ遊技機	PA スーパー海物語 I N 沖縄 6 R	株式会社三洋物産	5P1699

	BD		
ぱちんこ遊技機	eギンパラVIVAFESTAH TA2	株式会社サンスリー	5P1714
ぱちんこ遊技機	P魔法少女まどか☆マギカ3MA J1	株式会社オッケー.	510753
ぱちんこ遊技機	PウルトラマンメビウスM4	株式会社オッケー.	5P1361
回胴式遊技機	Lからくりサーカス2jG	株式会社ジェイビー	5S1811
回胴式遊技機	LタクトオーパスM1	株式会社アムテックス	5S1493
回胴式遊技機	LパチスロヨルムンガンDND0 1G	山佐ネクスト株式会社	531070
回胴式遊技機	L/真打吉宗/A1	株式会社大都技研	530504